

議案第 73 号

四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について

四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

平成 23 年 6 月 15 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例

四万十町総合振興計画審議会条例（平成 18 年四万十町条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「18 人」を「26 人」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

（6） 公募により選任された者 8 人以内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。